

地方独立行政法人市立吹田市民病院 第3期中期目標・第3期中期計画（案）対応表

中期目標	中期計画（案）
<p>前文</p> <p>地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「法人」という。）は、自主・自立かつ効率的な運営を行いながら、救急医療、小児医療・周産期医療、災害医療及び高度医療などの政策医療をはじめとして、地域に必要な医療を継続して提供する重要な役割を担ってきた。</p> <p>第2期中期目標期間の平成30年（2018年）12月に本市片山町から北大阪健康医療都市（以下「健都」という。）に移転した法人は、翌年7月に同じく健都に移転した国立循環器病研究センターとの機能分担・連携を推進しながら、病院機能の更なる向上に努めてきた。</p> <p>団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年（2025年）が目前に迫る中、増加・多様化する医療ニーズに応じた切れ目のない医療提供体制の構築を目指す大阪府地域医療構想の趣旨に沿うとともに、団塊の世代が85歳以上となる令和17年（2035年）も見据え、地域の中核病院として、本市や豊能医療圏における将来的な医療需要の変化に応じていく必要がある。</p> <p>そうした中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域における在宅医療（介護との連携含む。）の重要性は一層高まっており、近隣病院や地域の診療所の支援、連携を更に推進していかねばならない。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の発生時や、近年頻発している災害の発生時においても、関係機関と連携しながら医療の提供を維持するなど、災害医療協力病院としての役割を担うことが求められている。</p> <p>法人が医療環境への変化に対応しながら、これらの取組を確実に実施し、今後、生産年齢人口の減少が加速していく中でも、地域の中核病院としての役割を果たすためには、安定的・効率的な病院運営が必要不可欠である。そのためには、地方独立行政法人の特性を生かしながら、経営基盤の確立に向けた更なる経営改善に、不断の努力をもって取り組まなければならない。</p>	<p>前文</p> <p>地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人制度の特長である自主性・自律性を最大限に発揮して、「市民とともに心ある医療を」の基本理念に基づき、救急医療、小児医療・周産期医療、災害医療及び高度医療などの政策医療をはじめ、地域の中核病院として、より良質な医療の提供に努めてきた。また、第2期中期計画の期間では、北大阪健康医療都市（以下「健都」という。）において、国立循環器病研究センターと機能分担・連携を推進しながら病院機能の更なる向上に努めてきた。</p> <p>医療を取り巻く環境としては、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）が迫る状況にあるため、増加・多様化する医療ニーズに応じた切れ目のない医療提供体制の構築を目指す大阪府地域医療構想の趣旨に沿うとともに、団塊の世代が85歳以上となる令和17年（2035年）における、地域における在宅医療（介護との連携を含む。）を含めた将来的な医療需要に対応できるように、近隣病院や地域の診療所の支援、連携を更に推進していく必要がある。</p> <p>加えて、新型コロナウイルスをはじめとした感染症の発生時や近年頻発している災害の発生時においても、関係機関と連携しながら医療の提供を維持するなど、災害医療協力病院としての求められる役割を果たしていく必要がある。</p> <p>これらを踏まえ、当院は、引き続き急性期機能を担う病院として、医療環境への変化に対応するとともに地域の医療機関との役割分担の下、地域医療の充実に向けた取組を進めることとする。</p> <p>このような当院に求められる役割を将来にわたって継続していくためには、安定した経営基盤の確立が不可欠であるため、不断の努力をもってあらゆる経営改善を図り、持続可能な病院経営を目指していくことも必要となる。</p> <p>以上の考えに基づき、「市民とともに心ある医療を」の基本理念の下、達成すべき業務運営の基本方針として、第3期中期計画を以下のとおり定める。</p>

以上の考えに基づき、引き続き、「市民とともに心ある医療を」の基本理念の下、達成すべき業務運営の基本方針として、第3期中期目標を定める。

第1 中期目標期間

令和4年(2022年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割

高齢化の進展等に伴う疾病構造の多様化に対応し、患者の状態像に応じて適切な医療が提供できるよう、様々な医療機関との機能分担・連携を推進すること。

大阪府地域医療構想に係る豊能医療・病床懇話会などでの協議の内容や、他の医療機関の病床転換の状況等を踏まえつつ、将来の医療需要に対して不足が見込まれている医療機能のニーズへの対応を検討すること。

これにあたっては、数多くの病院が近接するとともに、今後も人口が増加するという本市及び豊能医療圏の特殊性も踏まえながら、病院機能の在り方などについて検討すること。

第1 中期計画の期間

令和4年(2022年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割

(1) 大阪府地域医療構想の概要

当院が位置する豊能構想区域は、国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院、市立病院4施設など、国公立及び公的な大規模病院が多く存在するという特徴を有する。

本構想区域内の各病院及び有床診療所から報告された病床機能報告制度の報告数と、2025年の必要病床数を比較すると、急性期機能は需給が均衡しているが、依然、回復期機能は不足していることから、引き続き、病床機能の分化及び連携を推進していく必要がある。

(2) 当院が果たすべき役割

ア 基本的な考え方

当院は地域の医療機関との機能分担・連携を図りつつ、地域の診療所等では対応できない入院・手術を中心とした急性期医療を提供し、総合病院としてより多様な医療需要に対応していく。それに加えて、不足する回復期機能への対応を図るとともに、高齢化の進展に伴い求められる在宅医療への支援を引き続き行っていく。

イ 不足する病床機能への対応

今後見込まれる医療機能のニーズや大阪府地域医療構想に係る豊能医療・病床懇話会等における議論の内容、民間の医療機関における転換の状況、当院の経営状況などを踏まえ、病床機能の転換について検討し、医療機能の見直しにあたっては市民の理解が得られるよう取組を行う。

2 市立病院として担うべき医療

(1) 総論

地域医療の中核であるべき市立病院として、地域で不足する医療を補い、必要とされる医療を切れ目なく提供できるよう、地域の医療機関との機能分担・連携を推進すること。また、地域包括ケアシステムの充実に向け、地域の関係機関との連携を強化すること。

(2) 救急医療

ア 二次救急医療機関として、地域の医療機関との機能分担・連携の下、24時間365日、円滑な受入れが行えるよう、救急応需体制の維持・確保を図ること。

2 市立病院として担うべき医療

(1) 総論

当院は地域医療の中核的な役割を果たすために、地域の医療機関だけでは対応が困難な症例に対して、良質かつ高度な医療を提供する。特に、高齢化の進展に伴い今後増加が想定される疾患のうち、がん疾患、整形外科系疾患及び呼吸器系疾患への対応については重点的に取り組む。

また、大阪府医療計画においては5疾病（がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）4事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の推進が求められている。地域医療支援病院として他の医療機関との連携の下、質の高い医療を提供するとともに、不採算医療をはじめとした政策医療についても市立病院として実施することでその役割を果たす。

さらに、在宅医療の充実に向けて、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるよう、介護・福祉関係機関と情報共有や調整を十分に図り、適切な退院支援を行う。

(2) 救急医療

ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の維持・確保

(ア) 24時間365日の救急応需体制を引き続き確保する。

(イ) 地域の医療機関との連携及び役割分担を行うことにより地域で必要とされる医療を提供する。

(ウ) 救急病床を含め必要な病床を常時確保し、二次救急病院として入院の受入れを適切に行う。

【目標指標】

項目	令和2年度実績	令和7年度目標
時間外救急車搬送受入率	68.8%	90.0%
救急車搬送受入件数	2,917件	4,280件
(時間内)	1,138件	1,400件
(時間外)	1,779件	2,880件

イ 初期救急医療については、かかりつけ医定着を促進するなど地域の医療環境を踏まえた機能分担・連携を推進すること。

(3) 小児医療・周産期医療

ア 小児救急医療について、豊能広域こども急病センターや地域の診療所と連携しながら、二次救急医療機関としての役割を果たすこと。

イ 産科医等の人材確保に努め、より安全な周産期医療を提供すること。また、大阪府周産期緊急医療体制の参加病院として、二次救急医療機関としての役割を果たすこと。

【関連指標 (※)】

項目	令和2年度実績
救急入院件数	1,013 件

(※) 目標指標以外の事業評価における重要な数値 (以下同様)

イ 初期救急医療における機能分担・連携
地域の医療機関との連携推進やかかりつけ医定着の促進について、ホームページや広報誌等での情報発信を通じ啓発を行うことで、初期救急医療における機能分担を図る。

(3) 小児医療・周産期医療

ア 小児医療
小児救急医療については、豊能広域こども急病センターの後送病院として、輪番制による豊能医療圏全体の二次救急受入れの役割を担うほか、地域の診療所と連携し、入院機能など地域に必要とされる役割を果たす。

【関連指標】

項目	令和2年度実績
小児科患者数 (入院)	4,345 人
小児科患者数 (外来)	9,164 人
小児救急搬送患者数	273 人
うち小児救急入院患者数	188 人

イ 周産期医療
周産期緊急医療体制の参加病院として通常分娩に加え、合併症をもった妊婦など中程度のリスクのある分娩までを対応する。また、産科医等の人材を確保するなど、より安全な周産期医療に努める。

【関連指標】

項目	令和2年度実績
分娩件数	293 件

うち産科合併症や既往をもった妊婦分娩件数	100件
----------------------	------

(4) 災害医療

ア 吹田市地域防災計画に基づき、市の災害医療センターとして大規模な災害や事故の発生に備え、災害時の医療体制や医薬品等の確保体制を整備すること。

イ 災害時においては、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに市と連携し、市の災害医療センターとして、市域の医療機関の中心的役割を果たすこと。

(5) 感染症医療

新興感染症等の感染拡大に備え、平時から関係機関との連携体制の確保等を図るとともに、職員や地域に対して予防講座を行うなど啓発活動を行うこと。また、新興感染症等の発生時には、市の求めに応じつつ、関係機関と連携・協力し、一般の医療提供体制への影響を最小限にしながら、感染症医療における中心的な役割を果たすこと。

(4) 災害医療

ア 災害時の医療体制の整備

- (ア) 災害時の医療活動を迅速かつ適切に対応できるよう、災害対策訓練を実施するとともに、院外で開催される災害対策訓練及び災害医療研修へ積極的に参加する。
- (イ) 災害発生時に備え、市の防災計画の見直しに合わせるなど、必要に応じて当院のマニュアルの見直しを行う。

【関連指標】

項目	令和2年度実績
災害訓練回数	2回
災害訓練参加人数	122人
災害医療院外研修参加回数	1回

イ 市及び地域の医療機関との連携体制

災害時には、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに、災害状況により可能である場合は、現地医療救護班の派遣等の医療救護活動を実施する。

(5) 感染症医療

新興感染症等の感染拡大に備え、平時から関係機関との連携体制の確保等を図るとともに、職員や地域に対して予防講座を実施する。また、新興感染症等の発生時には、関係機関と連携・協力し、一般の医療提供体制を確保しながら感染症医療に適切に対応する。

【関連指標】

項目	令和2年度実績
----	---------

職員や施設等に対する予防講座開催回数	19回
--------------------	-----

(6) がん医療

ア 大阪府がん診療拠点病院として、集学的治療や地域連携パスを推進するとともに、相談支援を充実し、積極的な情報提供に努めること。

(6) がん医療

ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備
 (ア) 手術、放射線治療、化学療法などを組み合わせた集学的治療を推進する。
 (イ) 地域連携パスの連携医療機関を拡充し、パスの推進に取り組むことで、がん診療の質の向上に貢献する。
 (ウ) がんに関する治療や緩和ケア等、がんに関する情報提供を行うがん相談支援センターの周知を行い、相談支援の充実を図る。

【目標指標】

項目	令和2年度実績	令和7年度目標
がん入院患者件数	2,487件	2,630件
外来化学療法件数	3,322件	3,520件
放射線治療患者数	235人	250人
がん手術件数	813件	860件
がん診療地域連携パス実施件数	18件	40件

【関連指標】

項目	令和2年度実績
がん患者リハビリテーション単位数(※)	2,294単位
がん相談件数	772件
緩和ケアチーム介入件数	147件

(※) 単位数とは、20分を1単位とするリハビリテーションの実施数(以下同様)

イ 本市が実施する各種がん検診に積極的に協力するなど、がん予防医療の取組に努めること。

(7) リハビリテーション医療

急性期から回復期までの患者の状態像に応じたリハビリテーションを手厚く行い、早期の在宅復帰を支援すること。

(8) 難病に関する医療

難病指定医療機関として、難病患者に対する医療を行い、患者・家族を支援すること。

イ がん予防医療の取組

(ア) がん検診の受診率向上及びがんに関する啓発に取り組み、がんの早期発見を目指す。

(イ) 広報誌やホームページで当院のがん診療に関する情報を掲載することなどにより、がん予防の啓発に取り組む。

【関連指標】

項目	令和2年度実績
がん検診受診者数	1,403人

(7) リハビリテーション医療

患者の状態像に応じたリハビリテーションを手厚く行い、急性期では早期の在宅復帰又は回復期へのスムーズな移行を、回復期では患者の生活環境に応じた在宅復帰と生活期への移行を支援する。

【目標指標】

項目	令和2年度実績	令和7年度目標
回復期リハビリテーション病棟病床利用率	75.1%	95.0%
回復期リハビリテーション病棟在宅復帰率	86.7%	80.0%

【関連指標】

項目	令和2年度実績
リハビリテーション実施単位数	134,873単位

(8) 難病に関する医療

難病指定医療機関及び大阪府難病医療協力病院として、患者が安心して療養を継続できるよう、難病に関する専門的治療の提供を行う。

3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供

(1) 安心安全な医療の提供

ア 安心安全な医療を提供するため、医療の安全管理を確保する体制を整備すること。

イ 医療事故や院内感染の発生防止に取り組むなど、医療安全対策を徹底し、定期的に関連する研修等を行い、安全管理の意識向上を図ること。

(2) チーム医療の充実

医療の質と安全性を高めるため、医師、看護師及びコメディカルスタッフなど多職種・多診療科間で編成したチーム医療の更なる充実を図ること。

【関連指標】

項目	令和2年度実績
臨床調査個人票作成数	128件

3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供

(1) 安心安全な医療の提供

ア 医療の安全管理体制の確保
医療安全管理委員会において、インシデント発生状況の分析とアクシデント発生予防を検討し、医療安全対策に取り組む。

【関連指標】

項目	令和2年度実績
医療安全管理委員会開催回数	12回

イ 医療安全対策の徹底
医療安全に関する情報の提供を行うほか、医療安全・感染管理に関する研修を実施し、医療事故や感染症に対する意識の向上を図り、医療安全対策を徹底する。

【関連指標】

項目	令和2年度実績
医療安全・感染管理に関する研修開催回数	30回

(2) チーム医療の充実

ア チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供
医療の質と安全性を高めるため、認知症ケアチームをはじめとした各専門チームの介入など、多職種協働による円滑で質の高い診療・ケアを提供する。

(3) コンプライアンスの徹底

ア 医療法をはじめとする関係法令を遵守のうえ、行動規範と倫理に基づく適正な病院運営を行うこと。

イ 全ての職員が個人情報を保護することの重要性を認識し、その管理を徹底すること。また、情報セキュリティ対策を確実に実施すること。

(4) 患者サービスの向上

ア 患者が利用しやすい病院を目指すため、職員の接遇向上、院内の快適性向上及び待ち時間の短縮など、患者の視点に立ったサービスの向上に取り組むとともに、その結果を定量的に把握するよう努めること。

イ チーム医療の質の向上

多職種からなる専門性の高いスタッフによるミーティングやラウンド等を通じて、課題の把握及び解決に努め、チーム医療の質の向上を図る。

【関連指標】

項目	令和2年度実績
認知症ケアチーム介入件数	425件
栄養サポートチーム介入件数	1,127件

(3) コンプライアンスの徹底

ア 内部統制体制の整備

関係法令遵守について周知し職員の意識向上に努めるとともに、監事や会計監査人による監査結果等を活用し、業務の適正化を図る。

イ 個人情報管理の徹底

個人情報の取り扱いや漏洩防止を目的とした研修の実施により職員の意識向上を図る。また、情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ対策を行うなど、個人情報保護の徹底を図る。

(4) 患者サービスの向上

ア 患者の視点に立ったサービスの提供

(ア) 退院患者アンケートや声の箱などに寄せられた意見を活用し患者ニーズの的確な把握に努め、患者サービスの向上に取り組むとともに、患者に対し丁寧な接遇を行い、質の向上を図る。

(イ) 外来診療の紹介制の拡大を検討するとともに引き続きかかりつけ医への逆紹介を推進するなど待ち時間の短縮に努める。

【関連指標】

項目	令和2年度実績
----	---------

イ インフォームド・コンセント、セカンド・オピニオンの充実など患者に寄り添った良質な医療を提供することにより市民に信頼され、選ばれる病院を目指すこと。

ウ ボランティアの受入れを推進し、病棟など多様な分野へのボランティア活動の拡充を図ること。

4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり

(1) 地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携

ア 地域医療支援病院として、患者の状態像に応じた医療を効果的・効率的に提供するため、紹介・逆紹介の徹底や在宅医療の支援など、地域の医療機関との機能分担を図りつつ、連携を更に推進すること。

声の箱投書件数	84件
患者満足度調査結果	—

イ 患者に寄り添ったサービスの提供

説明手順に沿った標準的でわかりやすく質の高いインフォームド・コンセントを実施するとともに、セカンド・オピニオンを積極的に推進し、患者に選ばれる病院を目指す。

【関連指標】

項目	令和2年度実績
セカンド・オピニオン対応件数	3件

ウ 院内ボランティア活動への支援

ボランティアの積極的な受入れに引き続き努めるとともに、ボランティアが活動しやすい環境の整備などにより、患者の療養環境の向上を図る。

【関連指標】

項目	令和2年度実績
ボランティア登録人数	60人

4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり

(1) 地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携

ア 紹介・逆紹介の徹底及び在宅医療の支援

(ア) 地域の医療機関との機能分担・連携の下、紹介患者をスムーズに受け入れる。

(イ) 急性期を脱した患者については、地域連携パスを活用するなどして早期に逆紹介を行い、地域で切れ目のない医療を提供する。

(ウ) 在宅療養者で入院が必要な方のスムーズな受入れを行い、治療後は

すみやかに在宅へ移行するよう地域の関係機関と連携を図る。
 (エ) ICT を活用し、地域の医療機関との情報共有を図る。

【目標指標】

項目	令和 2 年度実績	令和 7 年度目標
紹介件数	17,286 件	20,610 件
逆紹介件数	12,287 件	16,060 件
紹介率	70.7%	73.0%
逆紹介率	65.0%	67.0%

【関連指標】

項目	令和 2 年度実績
登録医数	338 件
地域連携パス実施件数	126 件

イ かかりつけ医の役割や、その必要性について啓発を行うなど、かかりつけ医定着に向けた取組を継続すること。

(2) 在宅医療の充実に向けた支援

ア 地域医療支援病院として、在宅医療に係る関係機関との連携を強化し、入院患者が円滑に在宅療養に移行できるような退院支援を行うこと。

イ かかりつけ医定着に関する啓発

院内掲示や患者への案内など、さまざまな機会をとらえてかかりつけ医の役割やその必要性に関する啓発を行い、かかりつけ医定着に向けた取組を継続する。

(2) 在宅医療の充実に向けた支援

ア 退院支援

(ア) 入院患者が円滑に在宅療養に移行できるように、診療所、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等の関係機関と入院時と退院時には連携を密に図る。

(イ) 院内の多職種によるそれぞれの役割のもとカンファレンスを行い、早期に退院支援、調整を行う。

【関連指標】

項目	令和 2 年度実績
----	-----------

イ 在宅療養者の病状が急変した際には、関係機関等の求めに応じて一時的な受入れを行うなど、在宅医療の後方支援を積極的に担うこと。また、在宅療養後方支援病院の施設基準取得に向けて検討を進めること。

ウ 地域医療ネットワークの連携を強化し、切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、地域の医療水準の向上に努めること。

(3) 地域医療への貢献等

地域の医療従事者を対象に研修会を開催するなど、地域医療に携わる医療従事者を支援すること。

退院支援件数	2,964 件
医療相談件数	11,112 件
介護支援連携件数	86 件

イ 在宅療養者の急変時の受入れ
在宅療養者が急変した場合、院内各部署での調整を図り、スムーズな受入れを行う。また、在宅療養後方支援病院に対するニーズに応じて施設基準取得の検討を行う。

【関連指標】

項目	令和 2 年度実績
当日入院件数（紹介）	1,287 件

ウ 地域医療ネットワークの連携強化
切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう地域の事業所と専門領域での症例検討や意見交換を行うことで地域医療ネットワークの連携強化を図り、地域の医療水準の向上に努める。

(3) 地域医療への貢献等

地域の医療従事者を対象とした研修を開催するとともに、地域の診療所等を支援するために施設や設備等の共同利用を推進することで、地域医療の質の向上を図る。

【目標指標】

項目	令和 2 年度実績	令和 7 年度目標
地域の医療従事者へ向けた研	6 回	24 回

(4) 福祉保健施策への協力・連携

本市が実施する高齢者や障がい者（児）などへの福祉保健施策の実施に協力し、連携すること。

5 健都における総合病院としての役割

(1) 国立循環器病研究センターとの機能分担・連携

国立循環器病研究センターと隣接した立地を生かした機能分担・連携を進め、相乗的な価値向上を図るとともに、医療の質の向上に努めること。また、機能分担・連携内容について市民や地域の医療関係者などの理解が進むよう取り組むこと。

健都で進んでいるデータヘルスの取組（本人同意のもとでの、地域関係者による、健康情報の健康増進等への活用をいう。）等に対して、健都の一員として積極的に協力すること。

修会開催回数		
地域の医療従事者へ向けた研修会外部参加人数	86人	360人
共同利用を行った件数	3,105件	3,900件

(4) 福祉保健施策への協力・連携

ア 障がい者（児）歯科診療の実施

一般歯科医院に受診できない障がい者（児）に対しての歯科診療を引き続き行う。

【関連指標】

項目	令和2年度実績
障がい者歯科患者数	1,486人

イ 小児科診療における協力・連携

小児科（小児神経専門医）医師によるこども発達支援センター（わかたけ園）への往診や装具の更新、また児童発達支援事業の療育相談や会議への参加を引き続き行う。

5 健都における総合病院としての役割

(1) 国立循環器病研究センターとの機能分担・連携

ア 診療における連携

（ア）循環器系疾患に係る高度急性期の患者は国立循環器病研究センターにて受け入れ、高度急性期を脱した患者や複合的な疾患を有する患者については当院の総合病院としての機能を活かして受け入れるという役割分担を引き続き行う。

（イ）総合病院としての機能を活かし、当院から国立循環器病研究センターへ往診を行うとともに、当院での手術時に専門の医療を要する場合等には国立循環器病研究センターから往診してもらうといった、医師の連携を進める。

(2) 他の健都内事業者等との連携した予防医療等に関する取組

ア 健都2街区高齢者向けウェルネス住宅、健都イノベーションパーク進出企業及び駅前複合施設等と連携し、それぞれが実施する市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を支援すること。また、健都レールサイド公園や健都ライブラリーで取り組まれる事業への支援を行うこと。

イ 各種健(検)診、健康づくり、介護予防に関する講座の開催を行うとともに、健都で構築が進む産学官民連携プラットフォームにおいて、市

【関連指標】

項目	令和2年度実績
国立循環器病研究センターからの紹介件数	760件
国立循環器病研究センターへの紹介件数	534件

イ その他の連携

- (ア) 医療従事者のスキルアップや連携推進のため、研修やカンファレンスへの相互出席等、交流を図る。
- (イ) RI検査、PET検査、内視鏡検査など、医療機器の共同利用を行い、医療の効率化を図る。
- (ウ) 電子カルテの相互閲覧等、ITシステムを活用した連携を推進する。
- (エ) 国立循環器病研究センターが進めるデータヘルスの取組に対し、健都の一員として協力していく。

ウ 連携体制の周知

円滑な診療が図られるよう、総合病院としての当院の役割とともに、同センターとの機能分担や医療連携内容についても、ホームページ、広報誌等で市民や地域の診療所等に対して情報発信を行う。

(2) 他の健都内事業者等との連携した予防医療等に関する取組

ア 他の健都内事業者等との連携

健都内事業者等と連携し、それぞれが実施する市民の健康寿命の延伸に寄与する取組の支援及び協力を行う。また、こうした「健康・医療のまちづくり」への支援・協力のノウハウを活かし、健都内のみならず市民の健康寿命の延伸に向けた取組に寄与することで、市民全体の福祉と健康の増進に貢献する。

イ 予防医療等に関する取組

当院主催の公開講座などで健康啓発や検診、介護予防、生活習慣病・循環器病予防をはじめとした疾病予防に関する講演会を開催するととも

民の健康寿命の延伸に寄与する取組を実施すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効果的・効率的な業務運営

地方独立行政法人制度の特徴を十分に生かして組織マネジメントを強化し、より一層効果的かつ効率的な業務運営を行うこと。組織マネジメントにあたっては、PDCAサイクルによる目標管理の徹底により、法人の目標を全職員が共有するとともに、職員が一丸となって、目標達成に向けて取り組むこと。また、業務効率化に寄与するデジタル技術の積極的な導入を検討すること。

2 働きやすい職場環境の整備

(1) 働き方改革の推進

医師の時間外労働規制導入への対応を行うなど、職員の健康を守り一人一人が能力を最大限に発揮できるよう働き方改革を推進すること。

に、健都で構築が進む産学官民連携プラットフォームにおいて、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を実施する。

【関連指標】

項目	令和2年度実績
市民公開講座開催回数	0回

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的・効果的な組織運営

ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組

病院として目指すべきビジョンを明確化し、的確な病院運営及び効果的な医療を行うとともに、病院の経営分析、計画の進捗状況管理などにより、業務運営の改善を継続的に行う。

イ 目標管理の徹底

各診療科で達成すべき目標を設定し、その達成に向けて取組を進める。また、取組の中で生じた複数診療科にまたがるような課題等については、各種院内委員会等において原因の分析と解決方法の検討を行う。

ウ 経営改善に向けた取組

中期計画の達成に向けた取組への意識付けを図るために目標の進捗状況や経営状況について広く周知し、職員が一丸となって経営改善に取り組む。また、ICTやAI等の業務改善ツールの積極的に導入の検討を行う。

2 働きやすい職場環境の整備

(1) 働き方改革の推進

医師の時間外労働規制に向けて、医師労働時間短縮の取組を進めるなど、職員が健康で働き続けることのできる環境を整備する。

(2) 人材の確保・養成

ア 働きやすい環境の整備を図ることなどにより医療職の人材確保に努めること。また、安定した病院運営にも資するよう、専門性の高い職員の人材確保・養成に努めること。

イ 医師をはじめとした医療従事者の知識と技術等の質の向上に努め、研修や指導体制の充実を図ること。

(3) 人事給与制度

ア 職員の給与は、地方独立行政法人法に基づき、当該職員の勤務成績や法人の業務実績などを考慮したものとすること。

【関連指標】

項目	令和2年度実績
医師の時間外労働時間数	40 時間/月

(2) 人材の確保・養成

ア 人材の確保

院内保育の実施やワークライフバランス委員会の開催等、職員が働きやすい職場環境の整備に努める。また、安定した病院運営に資するために診療情報管理士等の専門性の高い職員の人材確保・育成に努める。

イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実

(ア) 職員の研修参加の支援を行うとともに、各種学会等の専門資格取得への支援を引き続き行う。

(イ) 医師臨床研修に係る協力施設等の拡充や第三者評価の活用等により研修プログラムの充実を図り、研修医にとって魅力ある病院を目指す。

【関連指標】

項目	令和2年度実績
助産師看護師離職率	3.0%
認定看護師数	12 人
専門看護師数	1 人
認定等資格更新支援件数	91 件
医学生実習受入数	12 人

(3) 人事給与制度

ア 職員給与の設定・運用

地方独立行政法人法に基づき、職員の給与は、当該職員の勤務成績、同一又は類似職種の職員給与、法人の業務実績などを考慮したうえで設

イ 職員の業績や能力を正當に評価し、職員の意欲を引き出す人事給与制度の運用を行うこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立

政策医療をはじめとした市立病院の役割を将来にわたって継続的に担うためには、安定した経営基盤を確立することが不可欠である。今後、少子高齢化をはじめとして、医療提供体制の変化や、感染症の流行など、病院経営を取り巻く環境が変化する中でも、迅速かつ柔軟な経営判断のもと、市立病院の機能確保・向上に努めつつ、外部の有識者の助言等も取り入れるなど、あらゆる経営改善に取り組むこと。

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

ア 診療報酬改定及び関係法令改正等に対して迅速に対応するとともに、経営分析に基づき数値目標を適切に設定するなど収益の確保に努めること。

定し、適切に運用する。

イ 人事評価制度の運用

職員のモチベーション向上により、質の高い医療サービスの提供につなげていく観点から人事評価制度を運用し、職員の勤務成績や法人の業務実績に応じた、働きがいを実感でき、公平感のある人事給与制度を導入する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経営基盤の確立

少子高齢化をはじめとして、医療提供体制の変化や、感染症の流行など、病院経営を取り巻く環境が変化する中で求められる医療を安定的かつ継続的に提供するとともに、収益の確保及び費用の節減並びに外部の有識者の助言等も取り入れるなどあらゆる経営改善の取組を実施することで経営基盤の確立を図る。救急医療などの政策医療や不採算医療については、市からの運営費負担金の下、確実に実施し、市立病院としての役割を果たす。

【目標指標】

項目	令和2年度実績	令和7年度目標
経常収支比率	102.5%	101.3%
医業収支比率	88.1%	96.9%

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

ア 収益の確保

救急及び紹介患者を積極的に受け入れることで新入院患者の確保を図り、病床利用率及び診療単価の向上に努める。また、施設基準の取得など診療報酬の改定や関係法令の改正等迅速かつ的確に対応し、収益の確保を図る。

【目標指標】

イ 未収金の発生予防・早期回収に向けて取組を推進すること。

(2) 費用の節減

ア 限られた医療資源を最大限活用するため、主要な費用について、収益に見合った具体的な数値目標を設定するとともに、その達成を図るための取組を推進すること。

項目	令和2年度実績	令和7年度目標
病床利用率	78.3%	90.0%
入院患者数(1日当たり)	337.5人	387.7人
外来患者数(1日当たり)	833.9人	900.0人
入院診療単価	64,389円	65,800円
外来診療単価	18,873円	18,600円
新入院患者数	9,393人	10,970人
手術件数	3,607件	4,000件

【関連指標】

項目	令和2年度実績
平均在院日数	12.1日

イ 未収金の発生予防・早期回収

未収金発生予防対策として限度額適用認定証などを活用した窓口負担軽減に取り組むとともにスマート決済導入などを検討する。また、未収金発生時には未収金回収マニュアルに基づき適切な対応を行い、早期回収に努める。

(2) 費用の節減

ア 主要な費用の数値目標の設定

医療の質及び患者サービスの向上並びに医療安全の確保に配慮のうえ、収益に応じた給与費・経費・材料費の適正化を図る。

【目標指標】

項目	令和2年度実績	令和7年度目標
給与費比率	58.9%	53.9%

イ 人員の適正配置や労働生産性の向上などにより、人件費・経費などの適正化を図ること。

ウ 医薬品の在庫管理の適正化や後発医薬品の積極的な採用促進などにより材料費の適正化を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 情報の提供

病院だよりやホームページ等により、受診内容や医療情報等の情報発信を積極的に行うこと。また、法人の経営状況について市民の理解を深められるよう、情報提供を適切に行うこと。

経費比率	15.8%	13.7%
材料費比率	27.2%	27.7%

イ 人件費・経費の適正化

各部門の業務内容の見直しなどを行うことで、人員の適正配置や労働生産性の向上に努め、人件費・経費の適正化を図る。

【目標指標】

項目	令和2年度実績	令和7年度目標
時間外労働時間数	13時間/月	13時間/月

ウ 材料費の適正化

医薬品の在庫管理の適正化や後発医薬品の積極的な採用を引き続き行うとともに、他病院の購入価格を収集し、価格交渉に生かすことで医薬品や医療材料の調達費用抑制に努める。

【関連指標】

項目	令和2年度実績
後発医薬品数量シェア	89.8%

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

1 情報の提供

ア 特色ある診療内容の周知

病院だよりや広報誌「ともに」などを通じ、当院の特色ある診療内容の周知を積極的に行う。

イ 市民や患者に対する啓発・情報発信

ホームページにおいて、市民や患者に対して適切な利用の啓発に努めるとともに、受診案内や医療情報等の情報発信を行う。

ウ 市民公開講座等の積極的な開催

市民公開講座など、直接市民への情報提供を行うことができる場を積

2 環境に配慮した病院運営

省エネルギー・省資源の推進などに取り組み、環境負荷を抑え、環境に配慮した病院運営を行うこと。

極的に開催する。

エ 法人の経営状況の公表

法人の経営状況について市民の理解を得られるよう、財務諸表や事業報告書などをホームページで公表する。

【関連指標】

項目	令和2年度実績
病院だより発行回数	4回
広報誌「ともに」発行回数	1回
市民公開講座開催回数（再掲）	0回
ホームページへのアクセス数	1,488,283件

2 環境に配慮した病院運営

ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制

地下水、太陽光、雨水の利用など、ハード面における環境に配慮した設備を活用することにより、環境負荷を抑えた病院運営を行う。

イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発

節電・節水等、普段から環境配慮に対する職員意識の普及啓発を行う。

【関連指標】

項目	令和2年度実績
電気使用量	5,708,012Kwh
ガス使用量	721,722 m ³
水道使用量	105,664 m ³

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和4年度から令和7年度まで）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
営業収益	56,859

	医業収益	54,487
	運営費負担金収益	2,282
	補助金等収益	92
	その他営業収益	0
	営業外収益	823
	運営費負担金収益	331
	その他営業外収益	492
	臨時利益	0
	資本収入	5,030
	運営費負担金収益	2,485
	長期借入金	735
	その他資本収入	1,810
	その他収入	0
	計	62,711
	支出	
	営業費用	53,773
	医業費用	50,037
	給与費	26,859
	材料費	16,506
	経費	6,514
	研究研修費	156
	一般管理費	3,736
	営業外費用	550
	臨時損失	0
	資本支出	6,060
	建設改良費	1,659
	償還金	4,402
	その他資本支出	0
	その他支出	0
	計	60,385
(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しない		

ものがある。
 (注2) 期間中の給与改定及び物価の変動は考慮していない。

ア 人件費の見積り

期間中総額 28,849 百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当等の額に相当する。

イ 運営費負担金の基準等

(ア) 救急医療等の行政的経費及び小児医療、周産期医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出

(イ) 建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

ただし、非償却資産に係る長期借入金等元金償還金に充当される運営費負担金については、資本助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画 (令和4年度から令和7年度まで)

(単位：百万円)

区分	金額
収入の部	59,922
営業収益	59,132
医業収益	54,346
運営費負担金収益	4,139
補助金等収益	92
資産見返運営費負担金戻入	373
資産見返補助金等戻入	184
資産見返寄附金等戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	0
その他営業収益	0

	営業外収益	791
	運営費負担金収益	331
	その他営業外収益	456
	臨時利益	0
	支出の部	59,731
	営業費用	56,925
	医業費用	52,428
	給与費	27,276
	材料費	15,054
	経費	5,935
	減価償却費	4,019
	研究研修費	144
	一般管理費	4,497
	営業外費用	2,805
	臨時損失	2
	純利益	191
	目的積立金取崩額	0
	総利益	191
	<p>(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。</p> <p>(注2) 期間中の給与改定及び物価の変動は考慮していない。</p>	
	3 資金計画（令和4年度から令和7年度まで）	
	(単位：百万円)	
	区分	金額
	資金収入	64,177
	業務活動による収入	57,681
	診療業務による収入	54,486
	運営費負担金による収入	2,613
	補助金等による収入	220
	その他の業務活動による収入	360

	投資活動による収入	4,295
	運営費負担金による収入	2,485
	有形固定資産の売却による収入	1,810
	その他の投資活動による収入	0
	財務活動による収入	735
	長期借入金による収入	735
	その他の財務活動による収入	0
	前期中期目標期間からの繰越金	1,466
	資金支出	64,177
	業務活動による支出	54,323
	給与費支出	28,849
	材料費支出	16,506
	その他の業務活動による支出	8,968
	投資活動による支出	1,659
	有形固定資産の取得による支出	1,659
	その他の投資活動による支出	0
	財務活動による支出	4,403
	長期借入金の返済による支出	4,012
	移行前地方債償還債務の償還による支出	391
	その他の財務活動による支出	0
	次期中期目標期間への繰越金	3,792
	<p>(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。</p> <p>(注2) 期間中の給与改定及び物価の変動は考慮していない。</p>	
	<p>第7 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額</p> <p>1,200 百万円</p>	
	<p>2 想定される短期借入金の発生理由</p>	

	<p>(1) 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給など偶発的な出費への対応</p> <p>第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 なし</p> <p>第9 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 病院跡地を譲渡し、円滑な引き渡しを行う。</p> <p>第10 剰余金の使途 決算において剰余金を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、研修や教育など人材育成と能力開発の充実に充てる。</p> <p>第11 料金に関する事項 1 料金 病院の料金については、次に定める額とする。 (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）その他の社会保険に関する法律又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づく給付としての診療を受ける場合 健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める算定方法若しくは基準（以下「健保算定方法等」という。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した金額 (2) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の特別の法律に基づく給付又は補償としての診療を受ける場合 当該法律の規定に基</p>
--	---

づく算定方法により算定した金額

- (3) 前2号の規定に該当しない診療を受ける場合 健保算定方法等により算定した金額の2割増し(診療を受ける者が自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定に基づく損害賠償の請求を行うことができるときは、5割増し)の金額
- (4) 上記以外のものについては、別に理事長が定める額
- (5) 消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあっては、前各号の料金について当該各号に規定する額に、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、料金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 料金の納付

料金は、診療等を受けたとき又は文書の交付を受けたときに納付しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

3 料金の減額又は免除

料金は、理事長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

第12 吹田市地方独立行政法人法施行細則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画(令和4年度から令和7年度まで)

(単位:百万円)

施設及び設備の内容	予定額	財源
医療機器等整備	1,659	吹田市長期借入金等

2 中期目標の期間を超える債務負担

(単位:百万円)

項目	中期目標期間	次期以降償	総債務償還額
----	--------	-------	--------

	償還額	還額	
移行前地方債償還債務	390	60	450
長期借入金償還債務	4,012	14,248	18,260

3 積立金の処分に関する計画
なし